

東久留米市市民環境会議運営要領

(目的)

第1 この要領は、東久留米市市民環境会議設置要綱（平成19年東久留米市訓令乙第93号。以下「設置要綱」という。）第11の規定に基づき、会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の名称)

第2 設置要綱第6に定める部会の名称については、次のとおりとする。

- (1) 水とみどり部会
- (2) 暮らし部会
- (3) 環境学習部会

(部会の役割)

第3 第2の規定に基づく各部会の役割は次のとおりとする。

(1) 水とみどり部会

ア 環境基本計画基本方針1「水と緑と生きものを守り育てる、湧水・清流保全都市宣言のまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標1「湧水や河川を守り活かす」に関する事項
- (イ) 個別目標2「緑を守り育てる」に関する事項
- (ウ) 個別目標3「多様な生きものを守り育てる」に関する事項

イ 緑の基本計画に関する事項

ウ その他自然環境に関する事項

エ その他部会の広報活動に関する事項

(2) 暮らし部会

ア 環境基本計画基本方針2「地球環境対策に取り組む、安心して美しいまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標4「地球温暖化問題へ対応できる暮らしをつくる」に関する事項
- (イ) 個別目標5「ごみの減量・再利用・リサイクルを通して資源循環を進める」に関する事項
- (ウ) 個別目標6「健康で安心できる暮らしをつくる」に関する事項

イ その他生活環境に関する事項

ウ その他部会の広報活動に関する事項

(3) 環境学習部会

ア 環境基本計画基本方針3「みんなで取り組む環境のまち」に関する次に掲げる事項

- (ア) 個別目標7「環境について学び、活動につなげる」に関する事項
- (イ) 個別目標8「よりよい環境を目指してみんなで取り組む」に関する事項

イ その他部会の広報活動に関する事項

(部会長及び副部会長)

第4 部会長は、部会委員の互選により選任する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会委員の中から部会長があらかじめ指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

4 会議の開催は、次のとおりとする。

(1) 市民環境会議(全体会)を3か月に1回程度開催する。但し、必要があれば、座長の判断により随時会議を開催することができる。

(2) 各部会を月に1回程度開催する。

(事務局会)

第6 設置要綱第10に定める事務局会は、座長、副座長、部会長、環境政策課及びその他必要とする者で構成する。

事務局会を2か月に1回程度開催する。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、市民環境会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り定める。

付 則

1 この要領は、平成25年9月1日から施行する。

2 東久留米市市民環境会議部会設置要領は廃止する。

付 則

1 この要領は、平成27年10月16日から施行する。

付 則

1 この要領は、令和4年3月24日から施行する。